

■平成30年度 和歌山県内市町村の補助制度、貸付制度の概要

<市町村の補助制度>

※ 市町村名に色づけしているところは、県融資制度に対して何らかの助成をしている市町村

市町村名	名称	対象資金	支援内容	条件
和歌山市	起業家支援資金保証料補給金	和歌山市起業家支援資金	支払った保証料額の内初年度分(1年分)を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人で1か月以内に創業する具体的な計画を有する方 ・事業を営んでいない個人で2か月以内に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ・事業を開始した以後の期間が5年未満の個人 ・設立の日以後の期間が5年未満の会社
	まちなか出店促進保証料補給金	和歌山市普通事業資金、和歌山市小口応援資金及び和歌山市起業家支援資金のまちなか枠該当者	支払った保証料の1/2を補助(上限30万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・各資金の一般枠の条件を満たす方で、まちなか★1に事業所を新設★2される方 ★1 まちなか:本市が平成25年12月3日に策定した市街地総合再生計画で設定した地域(まちなかエリア)のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域 ★2 まちなかに事業所を有しない方がまちなかに新たに事業所を設けること、又はまちなかに事業所を有する方が当該事業所と異なる事業所をまちなかに新たに設けること
	小規模事業者経営改善資金利子補給金	(株)日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・支払利子額の2分の1相当額 ・利子補給期間 返済開始月から36か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人又は市内に事業所のある法人で市内で事業を行っている方 ・市税を完納している方
	シニア・女性起業家支援資金利子補給金	(株)日本政策金融公庫(女性、若者/シニア起業家支援資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・支払利子額の2分の1相当額 ・利子補給期間 返済開始月から36か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア(55歳以上)または女性起業家 ・市内に住所を有する個人又は市内に事業所のある法人で市内で事業を行っている方 ・資金の申込日に市内で事業を営むまたは事業の具体的な計画がある方 ・市税を完納している方
海南市	中小企業不況対策振興融資資金利子補給金	・県中小企業融資・日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金・生活衛生改善貸付)・セーフティネット保証制度融資	<ul style="list-style-type: none"> (1)期間 利子の支払を開始した月から12か月間 (2)補給金額 前年度に支払った利子の総額の50パーセント以内 (3)最高限度額 20万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所または事業所をもつ法人、もしくは市内に在住で市内に事務所または事業所をもつ個人事業主 ・市税完納
橋本市	商工業活性化資金利子補給補助	(株)日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給利率 年1.0パーセント ・利子補給期間 返済開始月から36ヶ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し市内の事業所で1年以上事業を営む者 ・市内に本店を有する法人で1年以上事業を営む法人 ・市税を完納している者 ・償還期日ごとに償還しているもの
	中小企業振興資金融資利子補給補助金	・県中小企業融資の一般融資(振興対策資金・小企業応援資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給利率 年2.5パーセント(融資の上限500万円) ・利子補給期間 返済開始月から60ヶ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し市内の事業所で1年以上事業を営む者 ・市内に本店を有する法人で1年以上事業を営む法人 ・市税を完納している者 ・償還期日ごとに償還しているもの
	創業支援資金利子補給補助金	・(株)日本政策金融公庫(新規開業資金等) ・和歌山県新規開業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給率 年1.0パーセント(融資の上限3,000万円) ・利子補給期間 返済開始月から36ヶ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所および事業所を有している個人または市内に本店登記を有している法人 ・事業を開始する前に創業支援資金を受けるもの又は事業を開始して日から1年以内に創業支援資金を受けるもの ・市税を完納している者
有田市	商工業活性化資金利子補給	・日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金貸付) ・県中小企業融資(小企業応援資金(特小枠))	制度のいずれか一つの本枠融資額を限度とし、利子補給利率年0.7%(利子補給期間37年以内)上限38,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・市内住所事業所1年以上継続 ・市内本店法人1年以上継続 ・市税完納等
御坊市	中小企業信用保証料補給金	・県中小企業融資(経営支援資金、小企業応援資金(一般・小口・特小))の運転資金	信用保証料の1年分相当額(千円未満切り捨て、上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者で、市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営むもの又は市内に本店を有する法人で、同一事業を引き続き1年以上営むもの ・市税を完納している者等
	小規模事業者経営改善資金利子補給金	株)日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)	利子補給利率1.0%(1.0%未満の場合は年間支払利息額)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者で、市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営むもの又は市内に本店を有する法人で、同一事業を引き続き1年以上営むもの ・市税を完納している者等

市町村名	名称	対象資金	支援内容	条件
田辺市	中小企業信用保証料補助金	・経営支援資金(県中小企業融資)	保証料の1/2	・市内に住所及び事業所を有する者または商業登記法に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人 ・市税を完納していること
	小企業資金利子補給補助金	・経営改善貸付(日本政策金融公庫) ・生活衛生改善貸付(日本政策金融公庫)	・利子補給利率 1.0%以内 ・補助期間 3年(当初償還月より起算)	・市内に住所及び事業所を有する者または商業登記法に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人で、市内において同一事業を1年以上営んでいること ・市税を完納していること
	田辺市新規開業資金利子補給補助金	・新規開業に係る資金として、市長が適当と認めるもの(以上、日本政策金融公庫) ・新規開業資金(創業枠) ・新規開業資金(創業サポート枠) ・新規開業資金(再挑戦枠) (以上、県中小企業融資)	・利子補給利率 1.5%以内 ・補助期間 5年(当初償還月より起算) ・利子補給の対象となる融資の限度額 3,000万円以内	・市内に住所を有する者で、市内で新規に事業を開始しようとするもの若しくは市内で既に事業を開始しているもの又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を市内に有する法人で、市内で新規に事業を開始しようとするもの若しくは市内で既に事業を開始しているもの ・市税を完納されている方
新宮市	新宮市商工業活性化資金利子補給	・日本政策金融公庫 (小企業等経営改善資金融資制度・生活衛生改善貸付制度) ・県中小企業融資(小企業応援資金(特小))	・利子補給年1.3% ・限度額 10万円(1年当たり) ・返済開始から3年間	・市内に住所を有する人で、市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む人、または市内に本店を有する法人で、同一事業を引き続き1年以上営む法人 ・利子補給対象融資を期日毎に償還しており、納期到来分の市税を完納している人
	新宮市新規開業資金利子補給	・県中小企業融資(新規開業資金)設備資金又は運転資金 ・新宮市創業支援事業計画における認定連携創業支援事業者(新規開業に係るものとして市長が適当と認めるもの)設備資金又は運転資金	・利子補給率年2.0% ・限度額 20万円(1年当たり) ・返済開始月から36ヶ月以内	・市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本店登記を有する法人 ・平成27年4月1日以降に創業した人 ・平成28年4月1日以降に対象融資を受けた人
	新宮市商工業災害復旧資金利子補給	和歌山県(経営支援資金)設備資金又は運転資金 日本政策金融公庫(災害復旧貸付)設備資金又は運転資金 商工組合中央金庫(災害復旧資金)設備資金又は運転資金	・利子補給年1.2% ・限度額 30万円(1年当たり) ・借入の日から36ヶ月以内	・市内で事業を行い、かつ、市内に住所を有する個人事業者又は市内に所在地を有する法人 ・市内で同一事業を引き続き1年以上営む者 ・納期の到来した市税(国民健康保険税を含む。)を完納している者 ・平成29年台風21号に限る
紀の川市	紀の川市小企業資金利子補給	運転資金、設備資金 株式会社日本政策金融公庫制度融資 株式会社商工組合中央金庫融資 商工貯蓄共済融資 和歌山県中小企業融資 民間金融機関の融資 (和歌山県信用保証協会付のみ)	・小企業者が借り入れた資金の返済利子の0.5%以内(上限3万円)を予算の範囲内で補助する。	(1) 市内に住所を有する者で、市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営むもの又は市内に本店を有する法人で、同一事業を引き続き1年以上営むもの (2) 紀の川市商工会及び那賀町商工会(以下「商工会」という。)の指導を受けて借り入れた別表の資金 (3) 市税(国民健康保険税を含む。)を完納している者
	紀の川市創業支援資金利子補給	運転資金、設備資金 株式会社日本政策金融公庫制度融資 株式会社商工組合中央金庫融資 商工貯蓄共済融資 和歌山県中小企業融資 民間金融機関の融資 (和歌山県信用保証協会付のみ)	・創業支援事業計画にて定めた創業者が借り入れた資金の返済利子の1.5%以内(上限15万円)を予算の範囲内で補助する。	(1) 市内に住所を有する者で、特定創業支援を受けたことを証する証明書を有し、当該証明書に記載された特定創業支援終了日以降に市内で新規に事業を開始しようとする者又は市内に本店を有する法人で、市内で新規に事業を開始しようとする者 (2) 紀の川市商工会及び那賀町商工会(以下「商工会」という。)の指導を受けて借り入れた別表の資金 (3) 市税(国民健康保険税を含む。)を完納している者 ※利子補給の期間は、融資を受けた日から起算して4年間とする。
岩出市	中小企業資金利子補給	株式会社日本政策金融公庫融資、株式会社商工組合中央金庫融資、商工貯蓄共済融資、和歌山県中小企業融資の事業に係る運転・設備資金	支払利子の総額20%以内で5万円以内	・1年以上継続の市内住所事業所 または 市内本社法人 ・市商工会の指導を受けて融資 ・市税完納
紀美野町	小規模事業者経営改善資金利子補給	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金	利子補給利率0.7%以内。ただし、本人負担額を超えない範囲で3万円以内。	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
由良町	小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金	・利子補給金の額は、融資を受けた金額に係る各年度ごとの利子の2分の1以内又は1%のいずれか低い方(3年以内) ・延滞利子は除くものとする。	・町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
	新規開業資金利子補給金	和歌山県若しくは日本政策金融公庫(新規開業向けの融資制度)運転資金又は設備資金	・利子補給金の額は、融資を受けた金額に係る各年度ごとの利子の1%(3年以内) ・延滞利子は除くものとする。	・町内事業所で1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・特定創業支援事業を受けている者 ・町税完納

市町村名	名称	対象資金	支援内容	条件
美浜町	小規模事業者経営改善資金利子補給	日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金	利子補給率は支払利息の1/2とし、延滞利子は除くものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続。 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
日高町	小企業資金利子補給金	日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金	利子補給率は支払利息の1/2とし、延滞利子は除くものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続。 ・町内本店法人1年以上継続 ・28年4月～31年3月融資分・町税完納
印南町	小規模事業者経営改善資金利子補給金交付	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金	利子補給金の額は、融資を受けた金額に係る各年度ごとの利子の2分の1以内又は1.5%のいずれか低い方	・町内在住、町内事業所1年以上継続。 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
みなべ町	小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金	利子補給率は、借入利率の年1.0%又は借入利率が1.0%に満たない場合は当該借入利率(3年以内)	・町内在住、町内事業所1年以上継続。 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
日高川町	①商工業資金利子補給金 ②日高川町企業立地促進対策要綱	①日本政策金融公庫・商工組合中央金庫 ②新たに工場等の新規等のため国及び県の融資制度を借り入れた場合	①借入550万円を限度額として 借り入れ利率の1/3以内 ただし1%以内 6か年以内 ②1業者につき上限100万円。貸付利率の2%範囲内 3年以内	①商工会会員が商工会を通じ借入 ②新たに工場等の新設等する業者
白浜町	中小企業信用保証料補助金	県中小企業融資(経営支援資金・小企業応援資金(一般枠)・災害復旧対策資金)	保証料の1/3	・町内事業所1年以上継続 ・中小企業者 ・町税完納
	小規模事業者等貸付利子補給	・日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金 ・生活衛生改善貸付(日本政策金融公庫)	利子補給率は、年額1%以内とし、延滞利子は除くものとする。また、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続。 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
上富田町	事業所等立地促進奨励金	県中小企業融資(経営支援資金・災害復旧対策資金)	保証料を保証期間で除した額の1/2	・町内事業所1年以上継続 ・事業所の代表者が町内に住所を有する者又は、商業登記法に規定する商業登記簿に登録されている本店若しくは支店を町内に有する法人 ・町税(法人の場合は法人町民税及び代表者に係る町税)を完納した者
	小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金融資制度)運転資金又は設備資金	利子補給率は、借入利率の年1.0%又は借入利率が1.0%に満たない場合は当該借入利率(3年以内)。ただし、延滞利子は除く。	・町内事業所1年以上継続 ・町内に住所を有する者で、町内に本店を有する法人 ・町税を完納している者
すさみ町	小企業等資金利子補給	日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金融資制度)運転資金及び設備資金	利子補給率は支払利息の3/5とし、延滞利子は除くものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・17年4月～19年3月融資分・町税完納
那智勝浦町	那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金融資制度)運転資金及び設備資金	融資に係る貸付利率(延滞利息に係るものを除く)のうち年1.0%に係る部分の利子支払額相当額を利子補給金として交付。ただし、貸付利率が1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。利子補給金の限度額は10万円とし、1円未満の端数が生じたときは切り捨て。	・町内に住居を置く事業所又は町内に本店を有する法人で同一事業を1年以上継続 ・平成26年4月1日以降の借入 ・町税を完納している者 ・借入金を各償還期日までに償還している者
太地町	小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金融資制度)運転資金及び設備資金	融資に係る貸付利率(延滞利息に係るものを除く)のうち年1.0%に係る部分の利子支払額相当額を利子補給金として交付。ただし、貸付利率が1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。利子補給金の限度額は10万円とし、1円未満の端数が生じたときは切り捨て。	・町内事業所で1年以上継続 ・平成26年4月1日以降の借入 ・町税を完納している者
古座川町	小規模事業者利子補給補助金	日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金貸付)	利子補給率は、借入利率の年1.0%又は借入利率が1.0%に満たない場合は当該借入利率とする。	・町内在住、町内事業所または町内本店法人1年以上継続 ・商工会の経営指導を受けている ・町税(国保税含む)を完納
串本町	小企業資金利子補給	・日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金貸付)運転資金又は設備資金 ・日本政策金融公庫(小企業等設備改善資金特別貸付)設備資金	利子補給率1.0%(1.0%未満の場合は貸付利率分)を補給。但し、延滞利子は除く。 利子補給期間については、これまで貸付から3年間であったものを平成24年度から無期限に変更。	・町内在住、町内事業所または町内本店法人1年以上継続 ・商工会の経営指導を受けている ・町税(国保税含む)を完納